

宮城県で回収された死亡野鳥から A型鳥インフルエンザウイルス 確認！

【概要】

- ・10月9日に宮城県栗原市で回収された死亡野鳥(マガン)について、遺伝子検査にてA型鳥インフルエンザウイルス陽性を確認しました。
- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスと確認されれば、

**本年の渡り鳥の飛来シーズンを迎えて以降
初めてとなる国内における同ウイルスの検出** です。

- ・現在、高病原性のウイルスか否かを確認中です。

農場における発生予防対策

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善

▶人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- ・着用の前後で交差のない動線、および明確な境界を確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用

▶野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
→特にカラス、イタチ等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止

重点対策期間

- ・渡り鳥の飛来が本格化する前に防疫体制を整備
- ・10月から翌年5月までは警戒を強化
特に11月から翌年1月までは重点対策期間

健康観察と異状の早期発見

- ・家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト: <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

家畜の病気等についてのお問い合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで

電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5564-1018

高病原性鳥インフルエンザ

発生予防のポイント

01

農場に入る全ての 人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。



02

衛生管理区域・家きん舎ごとに 専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。



着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。



03

ウイルスを媒介する 野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」

